

平成28年 2 月

平成28年度施政方針 と 予算議案・議案の概要

いちき串木野市

I. 施政方針

はじめに

本日ここに、平成28年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、市政に対する所信を表明するとともに、予算議案の概要及び議案の概要について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

去年は、関東・東北豪雨による鬼怒川の氾濫や県内でも口永良部島の新岳噴火など、日本各地で大規模な自然災害が発生し多くの住民が不自由な避難生活を余儀なくされました。

本市においても、8月の台風15号では大量の風倒木により、市内全域で最長4日間にもわたり停電が発生するなど、市民生活に甚大な被害をもたらしたところであり、災害に備えた安心できる強いまちづくりを、より一層進めていかなければならないと痛感した次第であります。

経済情勢に目を転じますと、都市部では企業の経常利益は過去最高水準に達し、四半世紀ぶりに経済の良好な状態がもたらされており、地方においても有効求人倍率が上昇し、雇用・所得面での改善が波及しつつあります。

さらに、国においては、いわゆる新三本の矢である「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向け、少子高齢化対策と経済再生を最優先する政策を進めようとしているところであり、実効ある施策が速やかに展開されることを望むところであります。

本市においても、市民の皆様や関係団体の皆様に御意見をいただきながら、昨年10月に地方版の「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

今後、市民の皆様をはじめ、産業・行政・教育・金融機関等の参画を得て効果検証を行いながら、スピード感を持って取組を推進し、地域経済の浮揚発展、地域活性化へと着実に繋げてまいりたいと考えております。

いちき串木野市が誕生して10年が経過し、新たな10年がスタートします。持続可能な都市経営の確立のため、事業の選択と集中を実践しながら、市民や地域の視点に立って、活力ある魅力的なまちづくりを進め、将来都市像である「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現に向けて、誠心誠意取り組んでまいる所存であります。

それでは、平成28年度に展開する主要な施策について、総合計画の4つの基本方針の項目ごとに御説明申し上げます。

1. 住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

(1) コミュニティー

自治基本条例に基づき、地域にとって真に必要なサービスを地域自らが選択・創造・享受できる、市民が主役のまちづくりを実現するため「共生・協働のまちづくり」を進めてまいります。

各地区のまちづくり協議会では、「地区まちづくり計画」に基づく各種事業が進められていることから、運営や事業に対する補助制度や地区担当職員の配置、地域づくり研修など積極的な支援に努め、野平地区では活動の拠点となる交流センターの整備を進めてまいります。

(2) 行財政

行政改革については、これまで、着実な成果を上げてきておりますが、少子高齢化や人口減少が進む中、財政状況は地方交付税の合併特例措置の段階的な縮減などによる歳入減等も加わり、今後より一層厳しい局面

を迎えることとなります。

このため、新たに定める平成32年度までの5年間を推進期間とする第三次行政改革大綱に基づき、さらに職員定員の適正化等を進めるとともに、新たな財源の確保や公共施設の見直し等を推進し、持続可能な財政基盤の確立を図ってまいります。

人材育成については、市民ニーズの多様化や地方分権の進展等、社会情勢の変化に対応するために、職員の資質向上が求められております。このため、鹿児島県のほか新たに自治体国際化協会への派遣を実施するなど、高い専門性と広い視野を持つ職員の育成に努め、多様化する政策の推進につなげてまいります。

また、公共施設の維持管理等に関する基本の方針を定め、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施するため、市民の皆様の御意見を伺いながら、公共施設等総合管理計画の策定を進めてまいります。

本年から運用の始まったマイナンバー制度については、市民への情報提供及びセキュリティ対策等を進め、制度の円滑な運営に努めてまいります。

広域行政の推進については、雇用の場の創出や人材の育成、地域資源を活かした交流人口の拡大など、圏域の経済活性化や公共サービスの確保を目指して、鹿児島市等と連携中枢都市圏の形成について協議を行ってまいります。

2. 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

(1) 生活環境

ごみ処理については、自然環境に配慮しながら、引き続き最終処分場の建設を行い、平成29年度末完成を目途に着実な進捗を図ってまいります。

す。

水道事業については、上水道事業で配水管布設替等を、簡易水道事業で羽島地区の小ヶ倉水源地及び市来中央地区の中ノ平浄水場の整備等を実施し、安定した供給に努めてまいります。

下水道事業については、生活雑排水対策として合併処理浄化槽の設置を引き続き促進するとともに、公共下水道事業では、処理場の長寿命化を実施してまいります。

防災については、昨年の台風15号により長期停電が発生するなど、市民生活に重大な影響を与えたことを教訓に、登録制による防災メール配信システムの導入や、避難所等への非常用発電設備設置に係る調査など災害対策の充実・強化に取り組んでまいります。

原子力防災では、新たに住民避難計画に係る実態調査を行うなど国や県と連携を図りながら、実効性がより高まるよう取り組むとともに、要援護者等のための屋内退避施設の放射線防護対策について、引き続き国に要請してまいります。

消防については、新たに運用がスタートする消防・救急デジタル無線により消防通信指令業務の充実・強化に努めるとともに、救助工作車や資機材などの更新を行ってまいります。

救急・救助業務においては、救急救命士や救助隊員の養成や資質向上による救命率の向上を図り、市民の安心安全の確保に鋭意努めてまいります。

交通安全対策については、串木野西中学校付近の交差点改良及び内門古瀬戸線の歩道設置等を行い、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

消費者行政については、複雑・巧妙化する諸問題への適切な対応に努め、持続的に出前講座、広報紙等を活用した啓発活動や無料相談会など

に取り組んでまいります。

(2) 保健医療福祉

少子化対策については、「子ども・子育て支援事業計画」に沿って、妊娠・出産、育児、そして次代を担う子どもの育成まで、切れ目のない支援を行うという視点に立った施策を展開してまいります。

母子保健事業では、不妊治療費や妊婦健康診査の助成を継続して行うほか、未熟児養育医療費支給などの支援を行ってまいります。

育児では、未来の宝子育て支援金制度のほか、中学３年生までを無料とする子ども医療費の助成を引き続き実施するなど負担の軽減を図るとともに、多様化するニーズに対応した保育サービス等の充実を図ってまいります。

また、市民の健康管理の一環として、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種や前立腺がん検診・腹部超音波検診の助成を実施し、感染予防や疾病の早期発見と負担の軽減を図ってまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた自宅、地域で出来る限り安心・安全に尊厳を持って日常生活が営めるよう、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、ころばん体操の更なる拡大を図り介護予防に努めながら、引き続き高齢者元気度アップ・ポイント事業等により社会参加活動や健康づくりを推進してまいります。認知症施策としては新たに、徘徊高齢者位置情報検索機器の購入助成を行い、徘徊高齢者の早期発見と事故防止を図ってまいります。

障がい者福祉については、障がい者等基幹相談支援センターにおいて、障がいの種別等に対応することができる総合的及び専門的な相談支援等

を行ってまいります。

生活困窮者対策については、引き続きくらしの相談支援窓口に生活困窮者自立相談支援員等を配置し、包括的な相談支援により自立を支援してまいります。

(3) 教育文化

学校教育については、新たに掲げた基本目標「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」のもと、いちき串木野市教育「3アップ作戦」に基づき児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせ「豊かな心」と「健やかな体」を育むとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進してまいります。

そのため学校訪問、教職員研修、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー配置事業、特別支援教育支援員配置事業、英語のまち事業、小中一貫教育推進事業等の充実を図ってまいります。

学校施設整備については、生冠中学校屋外運動場の排水対策工事を実施するほか、教室・職員室等の空調設備整備の調査設計を行うなど、安全で快適な教育環境の整備・充実に努めてまいります。

県立串木野高等学校については、取組の成果が現れつつあることから、高校の振興と存続に寄与することを目的とした支援を継続してまいります。

学校給食センターについては、平成31年9月の新しい施設の供用開始を目指し、整備基本計画策定に向けた調査を実施してまいります。

社会教育については、子ども会や婦人団体などの各社会教育関係団体との連携を深めるとともに、青少年の健全育成を目的に市民総ぐるみのあいさつ運動を展開してまいります。

また、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりとして、家庭教育支

援事業や学校支援事業を推進するとともに、幼児期から読書習慣を身につけさせるため、新たにセカンドブック事業等により読書活動の推進を図ってまいります。

文化の振興については、文化祭の充実や市町村による青少年劇場等の実施により文化意識の高揚を図るとともに、郷土理解と愛郷心の醸成を図るため地域の宝である伝統芸能の保存・伝承に対する支援を行ってまいります。

スポーツの充実については、総合運動公園やパークゴルフ場等の更なる利用促進に努めて市民の健康の維持・増進を促進し、スポーツ人口の拡大や競技力の向上を図るとともに、各種競技大会やイベントの開催、県内外からのスポーツ合宿の誘致を推進するほか、平成32年の第75回国民体育大会開催に向けた準備を進めてまいります。

3. 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』

農業振興については、引き続き川南地区ほ場整備事業を進めるとともに、大里平ノ木場地区にため池築造を行ってまいります。

また、多面的機能支払交付金事業を実施し、地域による農地・農業用施設等の保全管理活動を支援するとともに、農地中間管理機構と連携を図り、担い手への農地集積や耕作放棄地解消を推進してまいります。

米政策では、地元酒造メーカーとの連携を図りながら、地場産焼酎麴用米の作付けなど水田の高度利用を推進してまいります。

また、担い手の確保対策として、青年就農給付金事業、新規就農者支援事業等に取り組むとともに、6次産業化や製造業などとの連携の取り組みを支援するほか、グリーン・ツーリズム協議会の活動を支援し、交流人口増による農村・漁村地域等の活性化を図ってまいります。

林業振興については、間伐事業の推進と森林整備の促進を図るとともに、猟友会と連携しながら鳥獣被害の防止に努めてまいります。

また、野元保安林管理道改良工事を実施するとともに、観音ヶ池市民の森へのトイレ設置により利便性の向上を図ってまいります。

水産業振興については、沿岸漁業対策で、藻場・干潟保全活動や人工魚礁を設置するほか、市単独事業で魚類種苗放流と藻場環境推進事業の実施により水産資源の維持・増大を図るとともに、漁業収入安定対策として漁獲共済加入の支援や漁船の船底清掃作業等の省エネ活動を支援してまいります。また、市来町漁業協同組合による「市来えびす市場」の食堂施設増設への支援を行い、漁家経営の安定化に取り組んでまいります。

遠洋まぐろ漁業では、まぐろ漁船母港基地化や「薩州串木野まぐろプロジェクト」の支援によりまぐろのブランド化の推進に取り組むとともに、「串木野まぐろフェスティバル」の支援やスタンプラリーの開催など、魚食普及とまぐろのまちのPRに一層努めてまいります。

企業誘致については、西薩中核工業団地を10年間無償で企業に貸与する制度や企業誘致補助金の充実により積極的に雇用創出に努め、昨年は(株)アールエフの進出や(株)ヒガシマル水産試験場の増設などに取り組んでいただいたところであります。

引き続き誘致活動や既存企業への支援に取り組み、産業振興と雇用機会の拡大に努めてまいります。

また、串木野港の利用促進と本市特産品の海外販路開拓に向けて、引き続きシンガポールでの見本市に出展し、まぐろ運搬船を活用した特産品の輸出拡大に向けた取組を進めてまいります。

商工振興については、空き店舗の活用に対する補助に加えて既存店舗のリフォーム補助を新設するほか、通り会等が企画・運営するイベント

開催や「まちなかサロン」の活用、いちき串木野商工会議所、市来商工会等が実施する事業への支援を行ってまいります。

食のまちづくりの推進については、食の拠点として「食彩の里 いちきくしきの」の整備を進めて情報発信や交流人口の拡大に努めるとともに、様々な分野で市民や団体、事業所等と連携した取組を進めてまいります。

また、ふるさと納税を通じた特産品のPRに努めるとともに、新たに地域おこし協力隊員を活用しながら、新商品の開発や事業者間連携の促進に努めてまいります。

観光振興については、平成30年の明治維新150周年に向けたカウントダウン事業の開催や薩長同盟150周年記念事業として、山口県萩市との相互交流によるイベントの開催など、薩摩藩英国留学生を核とした取組を行ってまいります。

また、「食彩の里 いちきくしきの」内に新たに設置される総合観光案内所を活用した体験型観光や有名シェフによる料理教室を実施するとともに、近隣市との連携による広域観光周遊バスの運行等を行い、交流人口の拡大を図ってまいります。

4. 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

道路・交通網については、塩田地区と平江地区を結ぶ都心平江線や草良線、旧国道線等の地域間ネットワーク道路の整備を行うとともに、弘山線、冠岳校線等の生活道路改良のほか、引き続き市街地の道路整備と橋梁長寿命化事業を進め、市民生活の環境整備に努めてまいります。

麓土地区画整理事業については、早期完了を目指して事業を進めるほか、公園・緑地の整備として、郷之原第1公園にトイレを新設し利便性

の向上を図ってまいります。

住宅対策については、公営住宅でウッドタウン住宅を建設するとともに、民間住宅では長寿命化や住宅の質の向上、地域経済の活性化を目的にリフォームへの補助を継続してまいります。

定住促進については、転入者に対する住宅建設等の補助制度を拡充するほか、新たに地域おこし協力隊員の活用により市外・県外への情報発信の強化などに努めてまいります。

以上、市政運営に当たり私の所信の一端と平成28年度の施策の概要について申し上げます。

冒頭に申し上げたとおり、今年はいちき串木野市の新たな10年のスタートの年でもあります。

折しも、国を挙げて地方創生に取り組み、時代の大きな変革期を迎えた今こそ、本市が更なるステージに上がるチャンスであります。

市民の夢と希望を実現するため、住みやすさが実感できるまち、市民の皆様が文化の薫りを感じながら、心身ともに充実した生活が営めるまちを目指して、市民の皆様の参画のもと、職員一丸、自分たちの未来を自分たちで切り開くという情熱をもって、次のステップへと進んでまいり所存であります。

議員各位並びに市民の皆様のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 予算議案の概要

次に、予算議案の概要について、説明を申し上げます。

国の平成28年度地方財政計画においては、地方創生などの重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額は、前年度水準を上回る額が確保されたところであります。

しかしながら、地方交付税総額は前年度とほぼ同程度確保されたものの別枠加算が廃止され、更に、臨時財政対策債が大幅な減額となっております。

本市はこれまで以上に、行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営に努めながら、将来都市像の実現に向け、限られた財源の中で各種施策を計画的に進めていかなければなりません。

平成28年度の本市当初予算は、定住人口・交流人口の拡大、ふるさと納税等を活用した地場産業の振興など地域活性化・地方創生につながる各種施策に取り組むほか、公共施設の老朽化対策を推進しながら、合併特例債等を活用し、将来を見据えた社会基盤整備を進めることとしております。

歳入面では、地方消費税交付金やふるさと寄附金基金繰入金が増加するものの、合併算定替の段階的縮減や人口減等により地方交付税が大幅に減少することが見込まれております。

一方、歳出面では、普通建設事業費等が減少するものの、扶助費や物件費等が増加するため、財政調整基金等から基金繰入れを行い予算編成したところであります。

今後、普通交付税が段階的に減少するなど、従来にも増して厳しい財政状況が見込まれますので、これまで以上に徹底した事務事業等の見直しを行いながら、効率的で持続可能な財政運営に努めてまいる所存であります。

それでは、会計ごとに予算議案の概要を説明申し上げます。

(1) 一般会計

平成28年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ151億4,000万円で、対前年度1.9%の減であります。

歳出を性質別に前年度と比較しますと、義務的経費のうち人件費は2.6%減、扶助費は保育施設等給付費及び児童発達支援給付費等により6.3%増、公債費は4.1%の減となっております。

消費的経費のうち物件費はふるさと納税推進事業及び自治体情報セキュリティ強化対策事業などにより19.4%の増、補助費等は企業誘致促進及び育成補助金、国民文化祭負担金等により19.9%の減となっております。

積立金は、ふるさと納税寄附金の基金積立により大幅な増となっており、繰出金は3.0%の増であります。

投資的経費のうち普通建設事業費は17.6%の減で、これは最終処分場建設事業及び都心平江線改良事業などが増となったものの、認定子ども園整備に係る社会福祉施設整備事業補助金、麓土地地区画整理事業及び中学校耐震補強等事業などの減によるものであります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

市税は市民税及び固定資産税の減を見込み、対前年度0.5%の減であります。

地方消費税交付金は景気回復に伴い33.2%の増であります。

地方交付税は、普通交付税を合併算定替の段階的縮減や人口減等に伴い7.2%の減と見込み、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税額は、7.5%の減であります。

国庫支出金は4.1%の減で、中学校耐震補強等事業に係る学校施設環境改善交付金等の減によるものであります。

県支出金は13.6%の減で、認定子ども園整備に係る安心こども基金総合対策事業費等の減によるものであります。

寄附金は、ふるさと納税寄附金による大幅な増を見込んでおります。

繰入金は10.9%の増で、財政調整基金を2億4,900万円、市債管理基金を9,700万円、ふるさと寄附金基金を3億5,281万1千円、今年度から、合併まちづくり基金を5,000万円繰り入れております。平成28度末の基金残高は、財政調整基金で6億2,523万6千円、市債管理基金で16億7,341万

1 千円、合併まちづくり基金で11億5,659万9千円を見込んでおります。

市債は8.9%の減で、主に緊急・防災減災事業債等の減によるものであります。なお、平成28年度末の市債残高は、218億6,917万6千円を見込んでおります。

第2条地方債で、起債の目的及び限度額等を定め、第3条で、一時借入金の最高限度額を15億円と定め、第4条で、歳出予算の流用の範囲を定めております。

(2) 特別会計

① 簡易水道事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ5億5,993万9千円で、対前年度9.4%の増であります。

歳出の主なるものは、簡易水道事業費で羽島小ヶ倉水源地改修事業及び中央地区基幹改良事業に係る中ノ平浄水場整備事業などであります。

② 国民健康保険特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ50億8,088万6千円で、対前年度2.2%の減であり、主に保険給付費で一般被保険者療養給付費の減によるものであります。

なお、平成28年度末の国民健康保険基金残高は3,117万6千円を見込んでおります。

③ 公共下水道事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 527 万 5 千円で、対前年度 0.2%の増であります。

歳出の主なるものは、事業費で処理場長寿命化に係る設計委託料など
であります。

④地方卸売市場事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 71 万 4 千円で、対前年度 93.3%の減であります。

これは、地方卸売市場建設に係る市債の償還終了によるものであります。

⑤介護保険特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 35 億 8,015 万 7 千円で、対前年度 0.4%の増であります。

これは主に保険給付費で介護予防サービス等諸費が減となるものの、
地域支援事業費で介護予防・生活支援サービス事業費などの増によるものであります。

⑥戸崎地区漁業集落排水事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1,582 万 1 千円で、対前年度 0.6%の増であります。

⑦療育事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 2,102 万円で、対前年度 2.7%

の減であります。

⑧後期高齢者医療特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億1,118万3千円で、対前年度0.3%の増であります。

⑨国民宿舎特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ630万6千円で、対前年度89.3%の減であります。

これは、さのさ荘の無償貸付等に伴う国民宿舎事業費及び公債費の減によるものであります。

(3)水道事業会計

本年度の業務予定量は、給水戸数8,307戸、年間総給水量298万トンを予定しております。

収益的収支の予定額は、収入4億2,728万円、支出4億2,671万6千円としております。

資本的収支の予定額は、第6次拡張事業終了に伴い減となり、収入4,338万3千円、支出は、2億1,527万5千円であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億7,189万2千円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金をもって補てんすることとしております。

Ⅲ. 議案の概要

次に、議案について説明を申し上げます。

議案第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

辺地事業として、草良・大河内地区外4地区の辺地に係る公共的施設の整備事業を実施するにあたり、同施設の総合整備計画を策定しようとするものであります。

議案第23号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

認知症地域支援推進員及び地域おこし協力隊員の報酬を新たに設定するほか、羽島出張所嘱託員の単価の見直しに伴い、改正しようとするものであります。

議案第24号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）が公布されたことに伴い、改正しようとするものであります。

議案第25号介護保険法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

介護保険法（平成9年法律第123号）等の一部改正に伴い、新たに創設された地域密着型通所介護の運営基準等を定めるため、改正しようとするものであります。

議案第26号市道の廃止及び認定についてであります。

道路改良に伴い、接続する市道の起点・終点の変更が生じる楠原川上

線及び袴田2号線を廃止し、新たに市道認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号いちき串木野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてであります。

消費者安全法（平成21年法律第50号）の一部改正に伴い、消費生活センターの組織、運営等に関して必要な事項を規定しようとするものであります。

議案第28号いちき串木野市総合観光案内所条例の制定についてであります。

いちき串木野市総合観光案内所について、施設の利用等に関して必要な事項を規定しようとするものであります。

議案第29号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ウッドタウン1棟2戸の完成に伴い、改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決してくださいませようお願い申し上げます。